

事 務 連 絡

平成25年4月16日

徳島県道路整備課長 殿

香川県道路課長 殿

愛媛県道路維持課長 殿

高知県道路課長 殿

国土交通省四国地方整備局

道路部路政課長

電気事業法に基づく電気事業等の道路占用許可関係事務の取扱いについて

標記について、別紙のとおり参考とされたく送付します。

併せて、貴県管内道路管理者に参考送付されるようお願いいたします。

事 務 連 絡  
平成 2 5 年 4 月 1 1 日

各地方整備局道路部担当課長 殿  
北海道開発局建設部担当課長補佐 殿  
沖縄総合事務局開発建設部担当課長 殿  
独立行政法人  
日本高速道路保有・債務返済機構総務部担当課長 殿

国土交通省道路局  
路政課道路利用調整室 課長補佐  
国道・防災課道路保全企画室 課長補佐

## 電気事業法に基づく電気事業等の道路占用許可関係事務の取扱いについて

電気事業法（昭和 3 9 年法律第 1 7 0 号）に基づく、一般電気事業、卸電気事業、特定電気事業、特定規模電気事業、卸供給及び特定供給の用に供する電柱又は電線（以下「電柱等」という。）に係る道路の占用に関する事務の取扱いについては、下記の事項に留意の上、適切な対応をお願いします。併せて管内道路管理者に参考送付をお願いします。

なお、本通知の内容については、経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部と調整済みであることを申し添えます。

### 記

#### 1 一般電気事業

一般電気事業とは、一般の需要に応じ電気を供給する事業（電気事業法第 2 条第 1 項第 1 号）をいい、経済産業大臣の許可（同法第 3 条）を得て、一般電気事業を営む者が「一般電気事業者」とされている（同法第 2 条第 1 項第 2 号）。

#### 2 卸電気事業

卸電気事業とは、一般電気事業者によるその一般電気事業の用に供するための電気を供給する事業であって、その事業の用に供する電気工作物が電気事業法施行規則（平成 7 年通商産業省令第 7 7 号。以下「経済産業省令」という。）で定める要件に該当するもの（電気事業法第 2 条第 1 項第 3 号）をいい、経済産業大臣の許可（同法第 3 条）を得て、卸電気事業を営む者が「卸電気事業者」とされている（同法第 2 条第 1 項第 4 号）。

#### 3 特定電気事業

特定電気事業とは、特定の供給地点における需要に応じ電気を供給する事業（電気事業法第 2 条第 1 項第 5 号）をいい、経済産業大臣の許可（同法第 3 条）を得て、特定電気事業を行う者が「特定電気事業者」とされている（同法第 2 条第 1 項第 6 号）。

#### 4 特定規模電気事業

特定規模電気事業とは、電気の使用者の一定規模の需要であって、経済産業省令で定める要件に該当するもの（以下「特定規模需要」という。）に応ずる電気の供給（電気事業法第17条第1項第1号に規定する供給に該当するもの及び同項の許可を受けて行うものを除く。）を行う事業であって、一般電気事業者がその供給区域以外の地域における特定規模需要に応じ他の一般電気事業者が維持し、及び運用する電線路を介して行うもの並びに一般電気事業者以外の者が行うもの（同法第2条第1項第7号）をいい、経済産業大臣に届け出（同法第16条の2）て、特定規模電気事業を営む者が「特定規模電気事業者」とされている（同法第2条第1項第8号）。

#### 5 卸供給

卸供給とは、一般電気事業者に対するその一般電気事業の用に供するための電気の供給（振替供給を除く。）であって、経済産業省令で定めるもの（電気事業法第2条第1項第11号）をいい、卸供給を行う事業を営む者（一般電気事業者及び卸電気事業者を除く。）が「卸供給事業者」とされている（同法第2条第1項第12号）。

#### 6 特定供給

特定供給とは、電気事業法に規定する電気事業には当たらないが、電気を供給する事業を営もうとする者（一般電気事業者を除く。）が、供給の相手方及び供給する場所ごとに、経済産業大臣の許可（同法第17条）を得て事業を営む供給形態をいう。

#### 7 道路占用の取扱いについて

##### (1) 一般電気事業、卸電気事業及び特定電気事業

一般電気事業、卸電気事業及び特定電気事業（以下「他の電気事業」という。）の用に供する電柱等は、電気事業法において、電気の供給義務等が課させられていること等にかんがみ、道路法（昭和27年法律第180号）第36条の規定により、同法第33条の規定に基づく政令で定める基準に適合するときは、許可を与えなければならないものであること。

##### (2) 特定規模電気事業又は卸供給

特定規模電気事業又は卸供給（以下「特定規模電気事業等」という。）の用に供する電柱等は義務占用物件でないものの、特定規模電気事業等が道路管理に影響を与える場合には、その影響は他の電気事業のそれと同等であること及び特定規模電気事業等が他の電気事業に準ずる公益性を有することにかんがみ、次のとおり取り扱うこととする。

##### ① 特定規模電気事業

ア 特定規模電気事業は、一般電気事業の用に供される電線路を介して電気を供給するため、特定規模電気事業の用に供する電柱等による道路の占用が行われる場合は少ないと考えられるが、特定規模の電気の需要に応じるため発電する施設から一般電気事業者が維持し、又は運用する電線路に至るまでの間については、専ら特定規模電気事業の用に供する電柱等が設置されることが想定される。この専ら特定規模電気事業の用に供する電柱等の占用については、義務占用物件に準じて取り扱うこととし、道路法第33条の規定に基づく政令で定める基準に適合するときは、原則として占用の許可を与えるものとする。

イ 特定規模電気事業者が使用する一般電気事業者の施設については、特定規模電気事業者が別途占用の許可申請を行う必要はない。また、一般電気事業の用に供する電線路による道路の占用の取扱いについては、従前のおりとする。

ウ 専ら特定規模電気事業の用に供する電柱等の占用の期間は5年以内とする。占用の期間が満了した場合においてこれを更新する場合も同様とする。

② 卸供給

ア 卸供給の用に供する電柱等の占用については、義務占用物件に準じて取り扱うこととし、道路法第33条の規定に基づく政令で定める基準に適合するときは、原則として占用許可を与えるものとする。

イ 他の電気事業と卸供給とで共用される電柱等で、卸供給の用に供されることによって電柱等の増加をもたらさない場合は道路法第36条第1項に該当するものとして取り扱うものとする。

ウ イの場合における道路の占用の期間は10年以内とする。占用の期間が満了した場合においてこれを更新する場合も同様とする。

(3) 特定供給

① 特定供給の用に供する電柱等は、義務占用物件でないものの、電気を供給する事業を行う者が自営線を介して供給の相手方に電気を供給する行為のうち、次のいずれにも該当する場合の自営線の占用については、その公益性にかんがみ、円滑な設置が行われるよう配慮するものとする。

ア 非常時において不特定多数の者が利用することが見込まれる施設その他非常時において電力が供給されなければ国民生活に多大な支障を及ぼすことが想定される施設へ供給する場合。

イ アの施設のうち、自営線を用いて電力融通しなければ十分な電力を確保することが困難である場合。

② 特定供給の用に供する自営線の占用の期間は5年以内とする。占用の期間が満了した場合においてこれを更新する場合も同様とする。

8 共同溝法上の取扱いについて

専ら特定規模電気事業の用に供する電線、卸供給事業者がその目的を達成するために設ける電線及び7(3)に係る自営線については、共同溝の整備等に関する特別措置法に基づく共同溝を整備する場合には、当該共同溝との合築を検討する等必要な配慮を行うものとする。

9 その他

上記7(3)の取扱いを除き、上記1～5の電気事業に係る道路占用の取扱いには変更はない。